

# 茅ヶ崎市耐震改修促進計画 概要版

## 1. 計画の目的等

(1) 計画の目的  
本計画は、昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）の既存建築物の耐震化を図ることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進し、まち全体の防災力を高め、地震による災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とします。

(2) 計画の位置付け  

 国：建築物の耐震改修の促進に関する法律、国の基本方針（令和3年12月改正）、国の関連計画（住生活基本計画、国土強靱化基本計画等）  
 県：神奈川県耐震改修促進計画（令和4年3月改定）  
 本市：茅ヶ崎市耐震改修促進計画（平成20年3月策定）（平成28年3月改訂）（令和2年12月改訂）（令和5年3月改定）  
 本市の関連計画：茅ヶ崎市総合計画、茅ヶ崎市国土強靱化地域計画、ちがさき都市マスタープラン、茅ヶ崎市地域防災計画、茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画、茅ヶ崎市空家等対策計画、他関連計画等

(3) 計画改定の理由  
茅ヶ崎市耐震改修促進計画の計画期間（平成28年度～令和4年度）の終了に伴い、当該計画を改定します。  
今回の改定では、上記（2）の「国の基本方針」及び「神奈川県耐震改修促進計画」の改正等を踏まえ、本市の耐震化の現状及び進捗状況を検証・分析し、課題等を整理するとともに、新たな計画期間及び耐震化の目標等を定めます。

## 2. 耐震化の現状及び課題

(1) 建築物の種類別の耐震化率の推移  
耐震化率は上昇傾向で推移しています。しかし、近年の上昇傾向は鈍化しています。

用途	R4時点		H18当初
	現状	目標	
○住宅	89.3%	95%	65.4%
△多数の者が利用する建築物	90.0%	95%	87.0%
◇危険物の貯蔵場等	73.9%	95%	61.0%
□避難路沿道の建築物	89.4%	95%	80.0%
*公共建築物	92.6%	100%	85.0%

(2) 木造住宅の補助実績及び耐震化の主な課題  
令和3年度末までに耐震診断1,124件、耐震改修337件の補助を行いました。

■ 診断件数  
■ 改修件数

【耐震化の主な課題】

- ・高額な工事費用や工期
- ・耐震化の認識不足及び補助制度の充実
- ・所有者高齢化による様々な課題等

## 3. 耐震化の計画期間及び目標

(1) 計画期間  
令和5年度 から 令和12年度 までの 8年間

(2) 耐震化の目標  
 令和5年3月 本計画 改定  
 耐震化率の進捗管理、各種施策の実施・周知、啓発の継続、施策の検証・計画の見直し等  
 令和7年度 =目標=  
 耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物 → おおむね解消  
 令和12年度 =目標=  
 ○住宅 → おおむね解消  
 △多数の者が利用する建築物 → 耐震化率95%  
 ◇危険物の貯蔵場等の建築物 → 耐震化率100%  
 □避難路沿道の建築物  
 \*公共建築物 → 耐震化率100%

## 4-1. 耐震化のための施策体系

耐震化を促進するための施策体系

(1) 周知・啓発  
建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及  
 ア 啓発資料・ホームページを活用した普及啓発  
 イ 民産官協働による普及啓発  
 ウ セミナー・講習会の開催  
 エ 防災マップ等の活用

(2) 環境整備  
建築物の所有者が耐震化に取り組みやすくするための環境整備  
 ア 市民相談体制等の充実  
 イ 耐震診断技術者の養成等への協力  
 ウ リフォームにあわせた耐震改修の誘導  
 エ 自主防災組織との連携  
 オ 情報収集の継続

(3) 耐震化を促進するための施策  
耐震化を加速させる各種補助制度や支援策  
 ア 国や県の補助制度の活用【拡充】  
 イ 木造住宅の耐震化【拡充・新規】  
 ウ 非木造住宅の耐震化  
 エ 民間特定建築物の耐震化  
 オ 税の特例措置

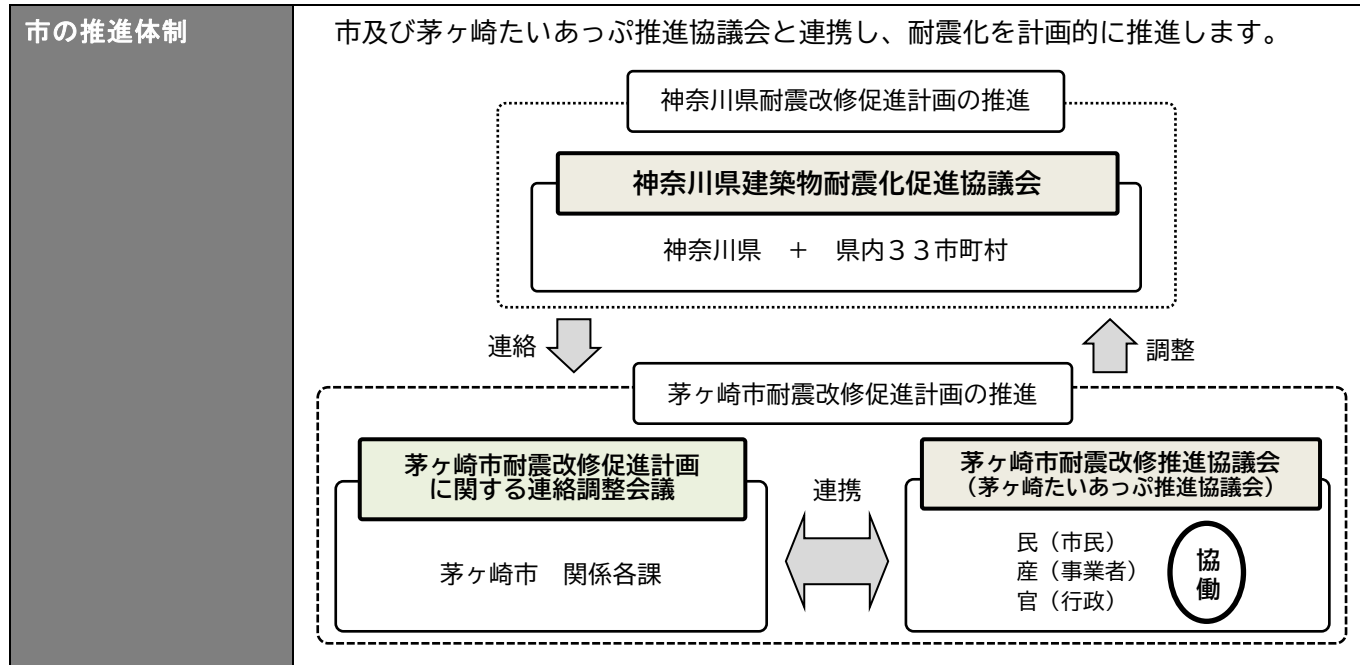
(4) その他の地震時における安全施策  
耐震化以外の地震時における建築物等の安全対策  
 ア 落下物対策  
 イ 天井脱落対策  
 ウ ブロック塀等の安全対策  
 エ 家具の転倒防止対策  
 オ エレベーターの安全対策  
 カ 宅地の液状化対策  
 キ 耐震シェルター等設置への支援【拡充】  
 ク 感震ブレーカー設置への支援  
 ケ 屋根瓦の耐震対策【新規】

## 4-2. 拡充及び新規の施策

(1) 拡充施策  
 ・国や県の補助制度の活用：「総合支援メニュー」の検討（補強設計等+耐震改修工事のセット）  
 ・木造住宅の耐震化：補助対象の拡充の検討（所有かつ居住→所有又は居住）  
 ・耐震シェルター等：補助対象の拡充の検討（耐震ベッド等も可）

(2) 新規施策  
 ・木造住宅の耐震化：除却補助制度の検討（耐震診断の結果が耐震性無しの場合に限定）  
 ・屋根瓦の耐震対策：法改正に伴う周知・指導

5. 推進体制



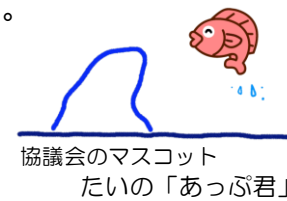
茅ヶ崎たいあつが推進協議会とは・・・

地震による被害を防止、軽減させ、市民の安全・安心を確保することを目的に平成21年度に設立された茅ヶ崎市耐震改修推進協議会の愛称です。

本協議会は、民（市民）・産（事業者）・官（行政）の方により構成され、建築なんでも相談会や家具の転倒防止対策、地震対策に関する普及・啓発活動を行っています。

【協議会愛称の変遷】※国の基本方針や県計画の変遷に合わせて変更しています。

- 平成21年度～「茅ヶ崎たいあつが90推進協議会」
- 平成28年度～「茅ヶ崎たいあつが95推進協議会」
- 令和5年度～「茅ヶ崎たいあつが推進協議会」



発行 茅ヶ崎市都市部建築指導課

令和5（2023）年3月発行 200部作成



茅ヶ崎市耐震改修促進計画

概要版



茅ヶ崎市  
Chigasaki City

令和5年3月